

第 1 章

權利能力・意思能力・行為能力

テーマ	重要度
第1 権利能力・意思能力	C
第2 行為能力	B
第3 未成年者	B
第4 成年被後見人	B
第5 被保佐人	C
第6 被補助人	C
第7 制限行為能力者の保護	B

第1 権利能力・意思能力

1 はじめに

(1) 民法とは

権利関係では、民法を中心に行なっていきます。民法は、わたしたちが物を買ったり借りたりするような取引や、事故にあったり、誰かが亡くなったりしたときの解決方法など、社会生活全般にわたったルールを定めた法律です。取引などによって取得するものを権利といい、その裏返しとして、負担するものを義務といいます。

第1章では、取引に参加して、権利義務を取得することができる主体について学習をしていきます。

(2) 民法で使われる用語

民法を学習するに当たっては、独特の用語に慣れが必要があります。

頻繁に出てくる重要な用語として、以下のものがあります。

善意・悪意	知っていることを悪意、知らないことを善意といいます。
故意・過失	故意は「わざと」、過失は「落ち度があって」と意味です。 たとえば、重過失は、重い落ち度があるという意味です。
第三者	当事者及びその相続人以外の者をいいます。当事者とは、たとえば、売買契約なら、買主と売主のことをいいます。
対抗できる	自分以外の相手方に主張できることをいいます。
無効・取消し	無効は初めから無効であること、取消しは取り消さなければ有効ですが、取消しをすると、当初から無効だったことになります。
要件・効果	権利や義務が発生するための条件を要件といい、発生した権利や義務を効果といいます。

2 権利能力

権利能力とは、権利を取得したり、義務を負ったことのできる地位・資格のことをいいます。

権利能力を有するのは、自然人と法人です。自然是人間のことを、法人は、たとえば、株式会社などの法律で特別に権利能力を付与した団体を指します。

自然人であれば、権利能力があるので、幼児にも権利能力があります。これに対し、たとえば、犬は人間ではないので権利能力がありません。



犬はいくら頑張っても、自分の住んでいる犬小屋の所有権を主張することはできません。つまり、権利能力がなければ、権利や義務は帰属しないのです。

3 意思能力

意思能力とは、有効に契約を結ぶことのできる能力、つまり、判断能力のことです。

意思能力を欠く者のした契約は無効となります（民法3条の2）。たとえば、泥酔して意思能力を欠く状態でマンションを購入する契約を結んでも、その契約は無効となります。意思能力は、問題となっている行為ごとに判断されます。

第2 行為能力

1 制限行為能力者の種類

意思能力を欠く者のした契約は無効となります。しかし、意思能力の有無は外見からは分かりません。そうすると、あとになって意思能力がなかったために無効であると主張しても、これを証明することは容易ではありません。一方、相手方も、あとから意思能力がないと主張されても困ります。

そこで、判断能力が不十分な者（制限行為能力者）をその程度に合わせて分類し、保護者を付けて本人の保護を図るとともに、制限行為能力者の取引に関するルールを統一しました。